

魚沼民商だより

2021年
5月 31日

第2252号

発行 魚沼民主商工会
電話 025(792)3064
e-mail:uminsyo@rose.ocn.ne.jp

を取り合い、申請対象である旨を伝えていたとのことでした。

飲食店も一時支援金の申請対象となります！ 民商の仲間に相談してよかつた！

5月24日、魚沼市内にて飲食店を営んでいる神保さんから、嬉しい報告がありました。



神保さんは、認機関（取引先金融機関）に行つて来ました。最初、『あなたの』お店に、観光客のお客さんが飲みに来ますか？との話でなかなか取り合ってくれませんでした。そこで付添いにいた娘から、『VIRESASのデータによる新潟県内は旅行客の5割以上が宣言地域内から来訪していることが確認されています。母の店はこのコロナの影響で人の流れが止まり、昨年同月比で売上5割減少どころじゃない、もっとひどい状況なんです。こうした私たち業者に支給することがこの一時支援金の目的ではないでしょうか。私たちには申請する権利があります』と強調したところ、応対した員は慌てふためいて、『もう一度、確認させてください』と奥の部屋に引っ込みました。

中企庁は、5月25日から一時支援金に必要な書類等の準備に時間を要するなどの理由で申請期限に間に合わない方は、2週間程度延長することが出来ると受付開始されました。

諦めずにかく、5月31日迄に「申請IDの発行」とマイページ上の「書類の提出期限延長の申込」の両方を済ませました。

「申請IDの発行」とマイページ上の「書類の提出期限延長の申込」の両方を済ませました。

NOOM懇談会の日程

日時 6月1日 19時

会場 吉野屋工務店（事務所内）

ウッドショックの影響は、全商連とのNOOM懇談会が行われます

いま、木材の価格が輸入・国産とも上昇し、工務店や住宅メーカーがその確保に苦労している状況が広がっています。



5月21日、六日町支部は会員訪問を取り組みました。この日の行動参加者は3人でした。

当初、消費税「インボイス制度」問題を伝えながら、会員からの商売・暮らしの様子から、政治について語り合い要求をくみあげることで、国産材の代替需要が発生しており、国産材の製品価格も大変上昇しています、「こうした状況の中で、大手事業者でも同様ですが、とくに中小工務店に対する影響が大きいものと受けとめております」と述べています。

私たちの仲間からも、「まさか、俺のところまでウッドショックの影響が出てくるとは思わなかつた」と大変喜んでいました。

追伸、また行員からの話しだと、一時支援金の申請対象にはならないとお断りしたお客さまには連絡しました。

報告の最後には、「娘と一緒に（事前審査）手続きの前に民商の仲間の話しを伺つていなければ、どうなつていたことやら。諦めていたかもしれない。相談してよかつた」と大変喜んでいました。



六日町支部、運動継承の担い手づくりに力を入れています

六日町支部・会員訪門にて早く支部役員をつく！

5月21日、六日町支部は会員訪問を取り組みました。この日の行動参加者は3人でした。

当初、消費税「インボイス制度」問題を伝えながら、会員からの商売・暮らしの様子から、政治について語り合い要求をくみあげることで、国産材の代替需要が発生しており、国産材の製品価格も大変上昇しています、「こうした状況の中で、大手事業者でも同様ですが、とくに中小工務店に対する影響が大きいものと受けとめております」と述べています。

私たちの仲間からも、「まさか、俺のところまでウッドショックの影響が出てくるとは思わなかつた」と大変喜んでいました。

追伸、また行員からの話しだと、一時支援金の申請対象にはならないとお断りしたお客さまには連絡しました。

た。年内中に建てようとしている弟の住宅新築の話し、今の現状を伝えることがとても切ない」（建築）、「ホームセンターに行って合板材を購入するにも一人30枚の数制限されており、価格も高騰している」（土工工事）と、大変な状況が浮き彫りとなっています。建築業者の皆さん、是非お話しを聞かせてください。

6月1日、今井理事（六日町）のご理解とご協力により、各地域のウッドショックの影響と要望に関する聞き取り作業を全商連・県連・各民商等を結んでZOOMによるリモート懇談に参加します。建築業者の皆さん、是非お話しを聞かせてください。

とが行動の目的でした。

しかし、当日の打ち合わせの中で、突如、行動の目的が変わり支部の扱い手づくりの会員訪問となりました。

早速、訪問先では笠原さん（鉄工所）と会えることができ、亡お父さんのことから商売の話しへと流れ、そのなかで支部役員を要請したところ快く承諾して頂きました。

同時に、笠原さんから日常的な記帳活動の要望が出されました。

インボイス制度で免税事業者廃業の危機に！②

【インボイス制度】とは、インボイス（適格請求書等）呼ばれる伝票（請求書・領収書）を基にして消費税申告の納税額を計算する仕組みです。

例えば、

Q 「私は一人親方の塗装業で建設会社の専属下請です。年間収入は500万円ぐらいで、当然免税業者です。相手先の建設会社から適格請求書を出すようにと必ず言われると思います。どうしても登録番号を貰わなければならぬのでですか？」の設問はどうなるのでしょうか。

A 選択肢は3つになります。

- ①課税業者になって登録番号を貰い、消費税申告を行い納税する
- ②免税業者のままで登録番号を貰わなければ建設会社に迷惑をかける事になります。この先、建設会社から仕事を切られる事から廃業に追い込まれるかもしれません。
- ③建設会社から消費税分の値引きされ、今までどおり仕事を続けてもらうかです。しかし、いつまで続くかわかりません。

いずれにしても、インボイス制



民商第54回・共済会第37回合同総会の日程決まりました！

日時 7月4日（日）15時開会
会場 竹屋（小千谷）

※ 当日はコロナ感染対策をしっかり行うことから、懇親会は設けられていません。

※ 各支部から総会代議員を送り出します。

事務所の来所の際には、事前にご連絡ください

いま、連日のように午前・午後問わず、事務所に様々な相談事が殺到しています。こうしたことからなかなか応対等でご迷惑をおかけすることに大変申しわけ御座いません。

ご相談等で来所する際は、必ず事前にご連絡くださいますよう宜しくお願い致します。

5月は民商の年度末です

会費は月内集金完納を宣しくお願い致します

度を受け入れることは、廃業への道に突き進んでしまうことになります。この制度を受け入れるのでなく、廃止しなければ私たちの営業と暮らしは守れません。
私たち民商は「消費税インボイス制度の実施中止を求める請願」署名に取り組んでいます。